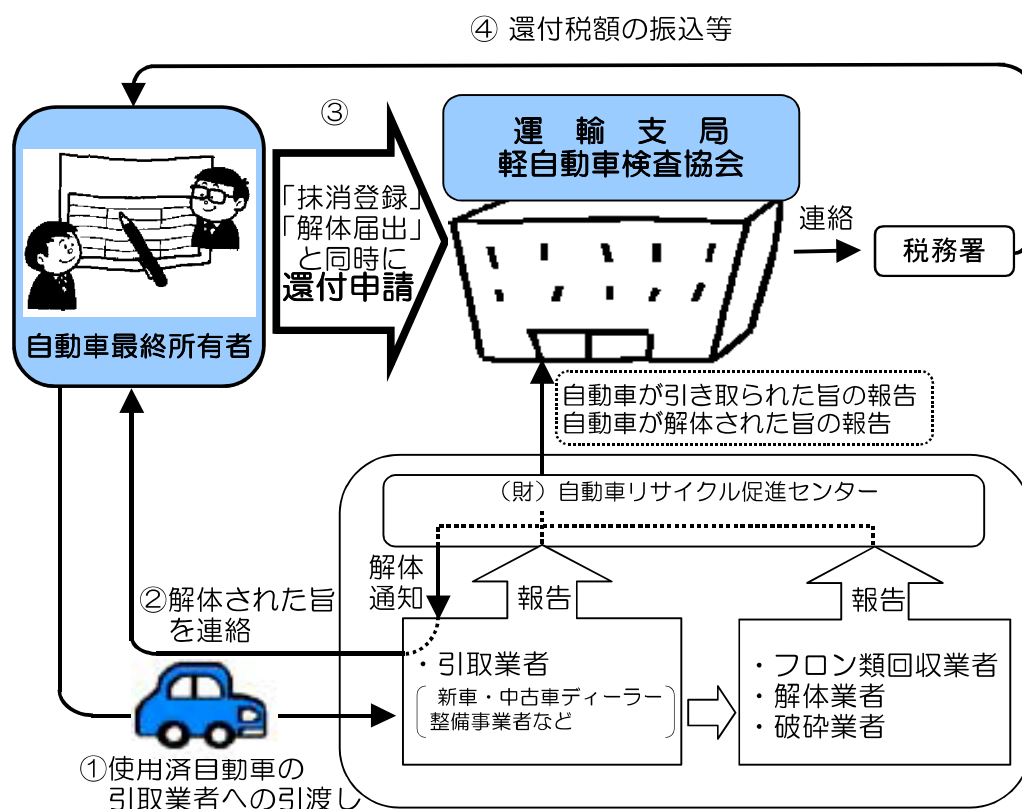


使用済自動車に係る自動車重量税廃車還付制度について

平成17年1月から使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）の施行と同時に、道路運送車両法の新しい抹消登録関係手続と「使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度」がスタートします。

「使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度」では、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車が適正に解体され、解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出と同時に還付申請が行われた場合に車検残存期間に対応する自動車重量税額が還付されます。



制 度 の 概 要

1 還付の対象となる自動車

自動車重量税の還付の対象となる自動車は、車検証の交付を受けている車両のうち、使用済みとなった後に**自動車リサイクル法に基づいてリサイクルされた自動車**に限られます。

※ 還付申請者は、還付の対象となる**自動車を引取業者に引き渡した者**（最終所有者）とされていますので、還付の対象となる自動車の自動車重量税を実際に納付した者か否かは問わないこととされています。

2 還付の条件

使用済自動車が自動車リサイクル法に基づき**適正に解体され、その解体を事由とする永久抹消登録（解体届出）を国土交通大臣に行うと同時に還付申請を行うことが条件**となります。

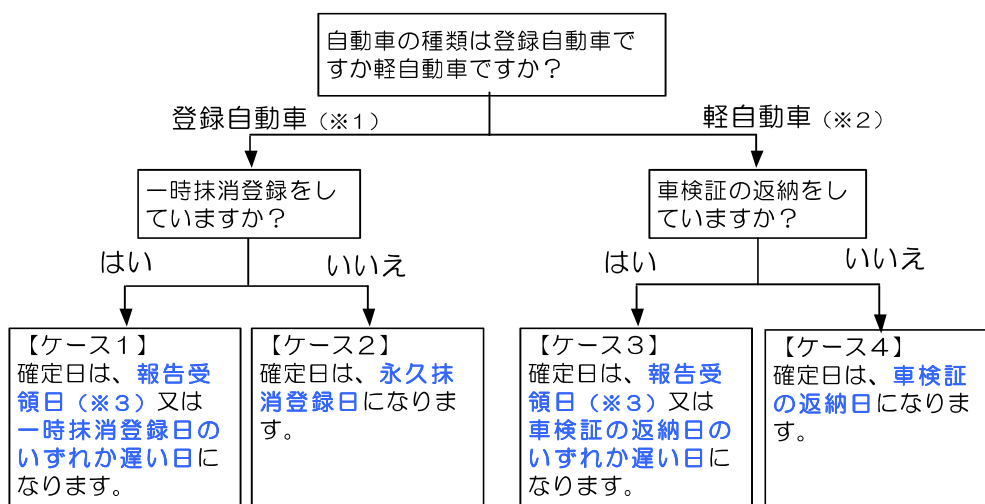
3 還付される自動車重量税額

還付される自動車重量税額は、次の計算式により求めることができます。

$$\text{納付された自動車重量税額} \times \text{車検残存期間} \div \text{車検有効期間} = \text{還付金額}$$

「車検残存期間」とは、以下に示す確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日までの期間をいい（1 ヶ月に満たない端数についてはこれを切り捨てた後のものをいいます。）、この**車検残存期間が1 ヶ月以上ある場合に還付を受けることができます**。

なお、確定日には、次の4つのケースがあり、具体的な還付金額の計算例は次のページのようにになります。



※1 登録自動車とは、車検証の交付を受けているもののうち、軽自動車以外のもので、リサイクル料金の預託義務のあるものをいいます。

※2 軽自動車とは、車検証の交付を受けているもののうち、排気量660cc以下のもので、リサイクル料金の預託義務のあるものをいいます。

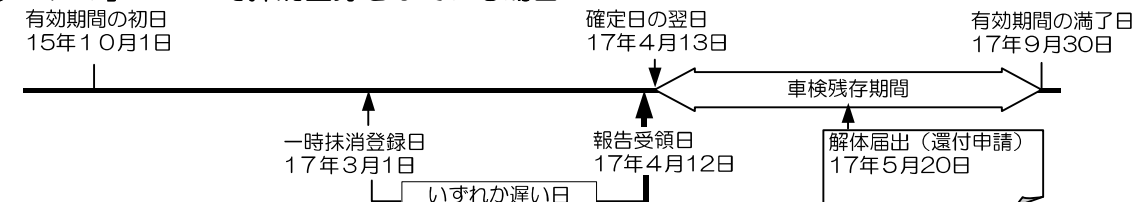
※3 報告受領日とは、「使用済自動車を引き取ったことが引取業者から（財）自動車リサイクル促進センターに報告された」ことを国土交通大臣が同センターから報告を受けた日をいいます。通常、引取業者が同センターに報告をした日の翌日になります。

還付金額の計算例

(登録自動車の例)

- ①車検証の有効期間の初日 平成15年10月1日
- ②車検証の有効期間の満了日 平成17年9月30日
- ③納付された自動車重量税額 37,800円

【ケース1】……一時抹消登録をしている場合

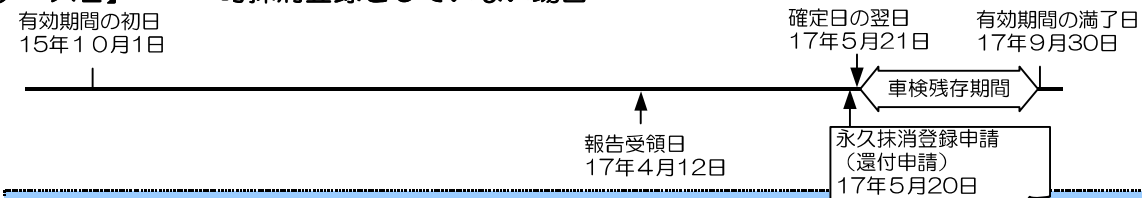


確定日 平成17年4月12日(一時抹消登録日と報告受領日のいずれか遅い日)

車検残存期間 平成17年4月13日～平成17年9月30日 5ヵ月と18日 ⇒ 5ヵ月
(確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで)

還付金額 $37,800円 \times 5ヵ月 \div 24ヵ月 = 7,875円$

【ケース2】……一時抹消登録をしていない場合



確定日 平成17年5月20日(永久抹消登録日)

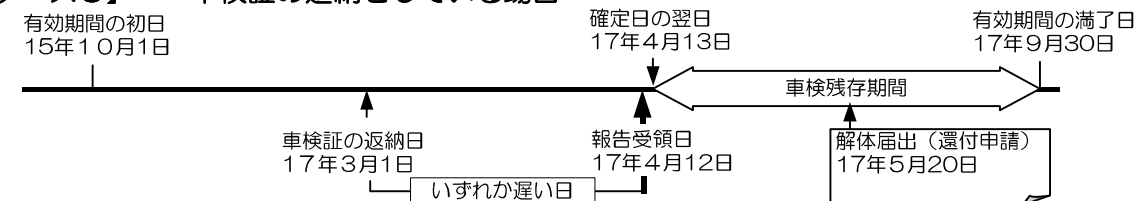
車検残存期間 平成17年5月21日～平成17年9月30日 4ヵ月と10日 ⇒ 4ヵ月
(確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで)

還付金額 $37,800円 \times 4ヵ月 \div 24ヵ月 = 6,300円$

(軽自動車の例)

- ①車検証の有効期間の初日 平成15年10月1日
- ②車検証の有効期間の満了日 平成17年9月30日
- ③納付された自動車重量税額 8,800円

【ケース3】……車検証の返納をしている場合

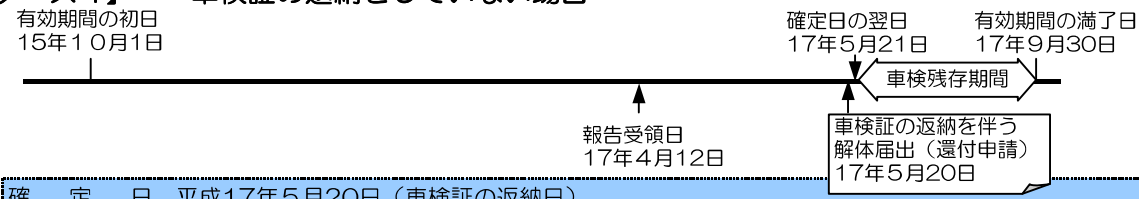


確定日 平成17年4月12日(車検証の返納日と報告受領日のいずれか遅い日)

車検残存期間 平成17年4月13日～平成17年9月30日 5ヵ月と18日 ⇒ 5ヵ月
(確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで)

還付金額 $8,800円 \times 5ヵ月 \div 24ヵ月 = 1,833円$

【ケース4】……車検証の返納をしていない場合



確定日 平成17年5月20日(車検証の返納日)

車検残存期間 平成17年5月21日～平成17年9月30日 4ヵ月と10日 ⇒ 4ヵ月
(確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日まで)

還付金額 $8,800円 \times 4ヵ月 \div 24ヵ月 = 1,466円$

還 付 申 請 手 続

還付申請書の様式は、解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となっています。

還付申請は、引取業者からの使用済自動車が解体された旨連絡を受けた後、**永久抹消登録申請又は解体届出と同時に申請書に必要となる事項を記載して運輸支局等に提出します。**

なお、税務署への申請は運輸支局等経由で自動的に行われますので、申請者が税務署へ出向く必要はありません。

具体的な申請書の提出先は、道路運送車両法の手続に応じて次のとおりとなります。

区 分	道路運送車両法の手続	還付申請書提出先
登録自動車	永久抹消登録申請	登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所
	解 体 届 出	最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出	軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所
	解 体 届 出	最寄りの軽自動車検査協会の事務所

※ 「輸出抹消の場合」や「解体を事由とする永久抹消登録又は解体届出であっても車検残存期間が1ヵ月に満たない場合」は、還付を受けることができませんのでご注意ください。

お分かりにならない点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら以下のところにお尋ねください。

○制度内容について

住所地等を管轄する国税局消費税課（沖縄国税事務所においては間税課）

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

○登録自動車に係る申請手続について

最寄りの運輸支局及び自動車検査登録事務所の登録部門

国土交通省自動車交通局ホームページ（自動車検査・登録ガイド）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm>

○軽自動車に係る申請手続について

最寄りの軽自動車検査協会事務所

軽自動車検査協会ホームページ

<http://www.keikenkyo.or.jp/>